

愛川町条例第 号

愛川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例 (案)

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める。

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準)

第2条 法第34条第2項及び第46条第2項の規定により条例で定める基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）に規定する基準とする。

2 前項に規定するもののほか、同項の条例で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設の設置者等」という。）は、愛川町暴力団排除条例（平成23年愛川町条例第16号）第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でないこと。

(2) 特定教育・保育施設の設置者等は、その運営について、前号に規定する暴力団員等及び暴力団経営支配法人等の支配を受けてはならないこと。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。